

改訂 平成 29 年 4 月  
改訂 令和 3 年 6 月

< 基幹統計 >

ガス事業生産動態統計調査  
記入要領  
(様式 2 用)

資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部  
ガス市場整備室

# 目 次

1. ガス事業生産動態統計調査について .....	- 1 -
(1) 調査の目的.....	- 1 -
(2) 調査の法的根拠及び秘密の保護 .....	- 1 -
(3) 調査の対象.....	- 1 -
(4) 調査の方法・期日 .....	- 1 -
(5) 問い合わせ先 .....	- 3 -
2. 調査票の記入について .....	- 4 -
I 供給地点群.....	- 4 -
II 原料.....	- 5 -
III 需要家メーター数.....	- 5 -
IV 生産品 .....	- 6 -
V その他.....	- 6 -

## 1. ガス事業生産動態統計調査について

### (1) 調査の目的

この調査は、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に実施するものです。

### (2) 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づいた報告義務のある調査(基幹統計調査)として、ガス事業生産動態統計調査規則(昭和26年3月31日総理府令第11号)によって経済産業省が実施するものです。また、この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。

### (3) 調査の対象

ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者(同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。)が対象です。

ガス事業法の改正前後の事業者区分と調査票の対応関係は、以下の表のとおりです。

平成29年3月31日まで	調査票様式	平成29年4月1日以降
一般ガス事業者	様式1-1、 1-2	ガス小売事業者 (特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)
大口ガス事業者		一般ガス導管事業者
ガス導管事業者		特定ガス導管事業者
簡易ガス事業者	様式2	ガス小売事業者 (特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)

### (4) 調査の方法・期日

この調査は毎月1日から末日までの1ヵ月間に関する事項を調査票(様式2)に記入し、毎月提出するものです。

また、提出にあたっては以下の「報告の方法」を参照の上、翌月の10日までに提出してください。

\* 調査期間は原則として毎月1日から末日までの1ヵ月間です。

やむを得ない場合は起算の日を定め(例えば20日、25日など)、その日から1ヵ月間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後みだりに調査期間の変更をしないようにしてください。

また、調査期間の変更を行った場合は、必ず調査票の報告先に連絡してください。

➤ 報告の方法

経済産業省本省又は報告義務者※1)の住所又は管理に係る工場等の所在する地域を管轄する経済産業局等(5) 問い合わせ先を参照)へ 調査票(紙)による報告方式又は e-Gov 電子申請システム※2)を使用したオンライン報告方式(経済産業省本省へ報告)により報告してください。(提出先については、平成 29 年 3 月 31 日以前と特段の変更はありません。)

※1) 報告義務者とは、ガス事業者の管理責任者(ガス事業者に属する工場等(事業場を含む。)の管理者を含む。)を指します。

※2) e-Gov 電子申請システムについて

- 本統計調査では、電子申請システムを使用したオンライン報告を推奨しています。

(各府省庁のオンライン調査の推進のための取組の指針である、「オンライン調査の推進に関する行動計画指針(平成27年4月17日 オンライン調査推進会議申合せ)」により、基幹統計調査、月次・四半期の調査周期の統計調査等はオンライン調査の優先的かつ計画的な取組を推進することとされています。)

- オンライン報告のメリット

記入した調査票の Excel を e-Gov 電子申請システムを使用して提出するものです。調査票回答や提出のしやすさの観点から、報告者の負担軽減・利便性の向上に資するものです。例えば、調査票提出のための郵送作業が不要になります。本統計調査は月次、四半期の調査であるため、オンライン報告の手続を行えば、毎回の提出作業の負担減が可能です。

- オンライン報告の方法について

e-Gov のホームページより、「e-Gov 電子申請について」をご覧ください。またオンライン報告にはガス事業生産動態統計調査専用の ID と PW が必要です。発行の手続きについては所管の経済産業局へお問い合わせください。

e-Gov アカウント登録を行い申請が可能です。方法については下記 e-Gov のホームページ詳細をご参照ください。

- e-Gov 電子申請について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/about-appli>

- 電子申請の利用方法について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/procedure/>

- 利用準備について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation>

(5) 問い合わせ先

本記入要領及び報告に関するご質問は、以下の経済産業省本省及び各経済産業局等へお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

(本省)

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室 (TEL:03-3501-2963)

(経済産業局)

北海道経済産業局資源エネルギー環境部 ガス事業室(TEL:011-709-8353)

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課(TEL:022-221-4941)

関東経済産業局資源エネルギー環境部 ガス事業課 (TEL:048-600-0411)

中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課ガス事業室 (TEL:052-951-2820)

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 電力・ガス事業課(TEL:076-432-5589)

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 (TEL:06-6966-6046)

中国経済産業局資源エネルギー環境部 ガス事業室 (TEL:082-224-5745)

四国経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業室(TEL:087-811-8533)

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 (TEL:092-482-5525)

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課 (TEL : 098-866-1759)

【e-Gov 電子申請システムに関するお問い合わせ】

e-Gov利用者サポートデスク	
電話番号	050-3786-2225
受付時間	4月・6月・7月 平日：午前9時から午後7時 土日祝日：午前9時から午後5時まで 5月、8月から3月：平日 午前9時から午後5時まで ※土日祝祭日および、年末年始(12月30日～1月3日)は受付を休止いたします。
e-Gov 電子申請システム ヘルプ (利用ガイド、FAQ など)	<a href="https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help">https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help</a>

## 2. 調査票の記入について

この調査票には、ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)(以下「旧簡易ガス事業者」という。)が事業を開始している供給地点について、毎月1日から末日までの1ヵ月間(当月の途中において、事業を開始した供給地点については、その事業を開始した日から月末までの期間)に関する事項を記入してください。

4以上の供給地点群を営んでいる旧簡易ガス事業者にあつては、一枚の調査票に3供給地点群毎に記入することとし、最後の調査票の合計の欄に全供給地点群の合計を記入してください。

(電子媒体での提出の場合は、シートを追加し地点群欄「1」に全供給地点群の合計を記入してください。合計欄に自動的に転記されます。)

### I 供給地点群

- (1)「供給地点群の名称」の項には、当該供給地点群の属する供給地点群の名称(例えば、〇〇団地、〇〇社宅等と登録通知書(みなし事業者においては、登録に関する書類)を提出したときに記載したものの供給地点群の名称)を記入してください。
- (2)「供給地点群の所在地」の項には、当該供給地点群の都道府県郡市町村を記入してください。
- (3)「供給地点の数」の項には、当該供給地点群において登録している供給地点数を記入してください。

## II 原料

- (1) 特定ガス発生設備が 50 キログラム等容器(貯槽を除く。以下同じ。)である場合にあっては、「受入量」の項を、その他の場合にあっては、それぞれの項目について記入してください。
  - (2) 項目別について
    - (イ) 「月始在庫量」及び「月末在庫量」の項には、前月末在庫量及び当月末在庫量を記入してください。
    - (ロ) 「受入量」の項には次の区分により記入してください。
      - (a) 50 キログラム等の容器の場合
        - (i) 原料が液化石油ガスの場合は、当該容器の容量(例えば、50 キログラム容器の場合は 50 キログラム)に、当月中に設置した容器の本数(ただし、故障等により、容器を取り替えたときは、その取り替えられた容器の本数は除く。)を乗じた量を記入してください。
        - (ii) 原料が圧縮天然ガスの場合は、当該容器に当月中に圧入した量(ただし、故障等により、容器を取り替えたときは、その取り替えられた容器の容量は除く。)を記入してください。
      - (b) (a) 以外の容器の場合  
当該容器に当月中に充てんした量を記入してください。
    - (ハ) 「消費量」の項には、当月中において、実際に消費した量を記入してください。
    - (ニ) 「過欠補正」の項目には、棚卸しをした場合において、帳簿上の数量と、現品との間に増減があったときは、その増減数量を(+)又は(-)の符号をつけて記入してください。
- ※単位未満は四捨五入の上、記入してください。

## III 需要家メーター数

- (1) 項目別について
  - (イ) 「取付数」の欄には、当月末において取り付けられているガスメーターの総数を記入してください。
  - (ロ) 「調定数」の欄には、ガス請求書の発行枚数を記入してください。  
ただし、同一のガスメーターについて、1ヵ月に2回以上調定した場合であっても、ガス請求書の発行枚数は、1とみなしてください。
- (2) 用途別について  
用途別の記載は、用途が次の(a)、(b)及び(c)の2以上に該当する場合にあっては、そのいずれかガス使用量の大きい用途のものとして記入してください。
  - (a) 「家庭用」とは、一般家庭(社宅、独身寮等を含む。)において、日常生活の用に供せられるもので、厨房、冷暖房、湯沸し及び風呂等に使用されたものです。

- (b)「商業用」とは、料理飲食店、旅館、会社、百貨店、銀行、劇場及び娯楽場等において、その営業用として使用されたものです。
- (c)「その他」とは、(a)及び(b)以外の用に使用されたものです。

#### IV 生産品

「生産量(販売量)」の欄には、用途別に従ったガス事業者の生産したガスの量を記入してください。

※単位未満は四捨五入の上、記入してください。

#### V その他

- (1)「事業者コード」は必ず入力してください。
- ・紙提出の場合 : 7桁の事業者コード
  - ・オンライン申請提出の場合 : 「K」 + 7桁の事業者コード
- (2)「事業者名」の欄には、当該事業者が法人にあつては名称を、個人にあつては、氏名(商号等がある場合には、その商号等を付記すること。)を記載してください。
- (3)「所在地」の欄には、法人にあつては、本店等主たる事業所(ただし、報告を行う経済産業局等管内に本店等がない場合は、当該経済産業局等管内にある支店等)の所在地を、個人にあつては住所を記載してください。
- (4)「報告義務者の職名」及び「記名」の欄には、当該事業の代表者(ただし、主たる支店等の場合は、当該支店の代表者)について記載してください。